

岐阜県ライチョウ保護計画



平成 31 (2019) 年 3 月

岐 阜 県

目次

岐阜県ライチョウ保護計画

1	方針	1
2	ライチョウの生息地の現状	1
3	課題	2
4	役割	2
5	計画の内容	3
6	乗鞍岳における重点取組み事項	5
7	計画の見直し	6
	「岐阜県ライチョウ保護計画」策定の経緯	7

別添 資料編

岐阜県ライチョウ保護計画

制定 平成31年 3月26日

1 方針

高山帯には、ライチョウをはじめとした様々な希少な動植物が生息しており、ライチョウはその生態系を象徴する重要な種である。人々が高山帯の自然に親しみ、関心を持ちながら、ライチョウが自然の中で安定的に生息していくことを目指して計画を策定する。

ライチョウの生息数及び生息に必要な環境を確保するために、生息を圧迫する要因を早期に把握し、その要因に対し関係者が連携して対策を実施するとともに、県民、生息地において事業を実施する人々（以下、「関係事業者」という。）及び生息地を訪れる人々（以下、「利用者」という。）に対し環境教育を行い、ライチョウの保護と身近な自然環境の生物多様性保全の活動に繋がる意識を醸成する。

2 ライチョウの生息地の現状

(1) 全国の状況

ライチョウ（ニホンライチョウ）は本州中部の標高2,200m以上の高山にのみ生息するキジ科の鳥類である。高山帯のハイマツ群落に営巣し、ガンコウランやコケモモなどの高山植物の芽や葉、種子を採食する。現在、北アルプスや南アルプス、乗鞍岳、御嶽山、頸城山塊に分布しており、各地で遺伝的な分化が進んでいる。

全国的な生息数は1980年代に推定約3,000羽とされていたが、2000年代には推定約2,000羽に減少している。

ライチョウの生息数が減少した理由として以下の要因が挙げられている。

- 1) 開発や登山客の影響による環境の変化
- 2) 捕食者（キツネ、カラス等）の侵入
- 3) ニホンジカ等の食害による高山植生の衰退
- 4) 感染症の拡大
- 5) 気候変動による営巣環境・植生などへの影響

(2) 岐阜県の状況

平成29年度までに、ライチョウ生息地である乗鞍岳、御嶽山、笠ヶ岳で生息状況調査を実施した結果、経年的に各生息地での大きな生息数の減少は認められず、ライチョウの餌や営巣に関わる植生状況も概ね良好と考えられる。

また、天敵となるキツネ等や植生を悪化させうるニホンジカ等の野生生物が確認されているが、現在のところ、ライチョウの生息に大きく影響を及ぼしているとは推測されない。

しかしながら、ライチョウは高山帯の特殊な自然環境にのみ生息することから、ひとたび生息地の環境が変化するとその生息状況は多大な影響を受けると考えられる。

アンケート調査結果では、利用者の目的は、「登山」が最も多く、次いで「雄大な景色を楽しむ」であった。乗鞍岳では、「ライチョウを見るため」と回答した利用者は約42%であった。また、外国人利用者の増加や、立入禁止の場所に入っていく人が目立つ等の指摘がある。

県では、「乗鞍環境パトロール員」を設置し、利用者のマナー向上のために歩道外への踏み出し等に対する注意喚起やゴミ拾い等のライチョウの保護に繋がる環境保全活動を実施してきた。

3 課題

ライチョウは、生息環境の変化が地域個体群の絶滅に直結する恐れがあることから、ライチョウの生息数、雛の数及びなわばりの数・分布（以下、「ライチョウの生息状況」という。）に加え、ライチョウの生息に影響を及ぼす野生生物の侵入や植生の状況について引き続き調査を行い、ライチョウの生息状況及びその生息環境の変化を確認していくことが必要である。

また、ライチョウの生息地では、外国人を含めた利用者に対し、ライチョウの生態、生息状況、保護の必要性及び保護に対する取組みの実施状況並びにライチョウやその生息環境の保護に配慮したマナーを守ることについて、効果的な普及啓発を行うとともに、生息地以外の地域においてもライチョウの保護への理解を通じて身近な自然環境の生物多様性保全の活動に繋がる意識を醸成する環境教育を行うことが課題である。

4 役割

県、市町村、県民、関係事業者及び専門家がそれぞれの役割を担い、かつ連携し、ライチョウの保護及びその生息環境の保全に取り組む。

(1) 県の役割

- ① ライチョウの生息状況及びその生息環境の情報を収集し、ライチョウの生息を圧迫する要因を把握する。
- ② 県民、関係事業者及び利用者に対し、ライチョウの生態、保護の必要性及び保護に対する取組みの実施状況並びにライチョウの保護及びその生息環境の保全について、環境教育事業等を実施する。

- ③ ライチョウの生息状況に影響を及ぼすと考えられる情報を得た場合等は、適切な施策を策定し実施するものとする。
- ④ 市町村、県民等が実施するライチョウの保護に関する活動に協力する。

(2) 市町村の役割

- ① 県民及び関係事業者に対し、ライチョウの生態、保護の必要性及び保護に対する取組みの実施状況並びにライチョウの保護及びその生息環境の保全について、環境教育等の実施に努めるとともに、県民等が実施する保護に関する活動に協力する。
- ② 県と連携しライチョウを保護するための施策を進める。
- ③ 生息地において事業を実施する場合は、ライチョウの保護及びその生息環境の保全に配慮するよう努める。

(3) 県民の役割

- ① 県民は、ライチョウの保護及びその生息環境の保全を目的とした自主的な活動や自然環境学習を行うように努める。
- ② ①によって得られたライチョウに関する情報を県又は関係市町村に提供するよう努める。

(4) 関係事業者の役割

- ① 生息地において事業を実施する場合は、ライチョウの保護及びその生息環境の保全に配慮するよう努める。
- ② 県民が実施する保護活動及び環境学習に参加・協力するよう努めるとともに、県又は市町村が実施する普及啓発に協力するよう努める。

(5) 専門家の役割

- ① 専門家は、ライチョウの生息状況やその生息環境について、情報を収集した場合は、県又は関係市町村に提供するとともに、必要な助言を行うよう努める。

5 計画の内容

- (1) ライチョウの生息状況及びライチョウの生息に影響を及ぼす環境要因（以下、「ライチョウの生息状況等」という。）の調査・情報収集
ライチョウの生息状況等の調査及び情報収集を実施し、その結果について専門家に意見聴取等を行い、ライチョウの生息状況等の変化の把握に努める。

- ① 県が実施するライチョウ生息状況等調査

県は、乗鞍岳、御嶽山及び笠ヶ岳について、ライチョウの生息状況等を調査する。

ライチョウの生息に影響を及ぼす環境要因は、高山植物の植生、外来植物の侵入、低標高地に生息する野生動物（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、キツネ、カラス等）の高山帯への侵入の状況を含むこととする。

目安として10年毎に調査を行い、それらの経年的変化について分析を行う。また、気候変動やライチョウの生息に影響を及ぼす環境要因の増大等により調査が必要と認められた場合は10年に限らず実施する。

② 登山者等からのライチョウ生息状況等の情報収集

県が実施するライチョウ生息状況等調査を補完するため、登山者等を中心に、ライチョウ及び低標高地に生息する野生動物（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、キツネ、カラス等）の目撃情報の収集に協力を求め、1年毎にそのデータを取りまとめる。

(2) ライチョウパートナー

「ライチョウパートナー」は、幅広い年代のライチョウを知らない人々が、ライチョウに興味や愛着を持つきっかけとなることを目的として運営することとし、さらにはライチョウを通じて高山帯の自然環境への関心や身近な自然環境の生物多様性保全の活動に繋がることを目指す。

ライチョウに関するシンポジウム、生物多様性保全に関する環境教育を目的としたツアー及び市民公開講座の機会に「ライチョウパートナー」への参加を呼びかけ、ライチョウの保護及び生物多様性保全に関するイベント情報を配信する。

(3) 環境教育

環境教育は、ライチョウの生態等に関する専門家やライチョウの保護活動団体の協力を得て進めるものとする。

① ライチョウの生態、生息状況、保護の必要性及び保護に対する取組みの実施状況に関するシンポジウム等を開催し、関係事業者、関係行政機関、県民及び利用者に対し、ライチョウの保護に関する配慮と協力を幅広く働きかける。

② ライチョウの生息地においては、チラシの掲示や配布等により、ライチョウの生態、生息状況、保護の必要性及び保護に対する取組みの実施状況の啓発に加え、低標高地から野生生物を誘引する原因となるゴミの投げ捨てやライチョウの営巣等の環境を悪化させる歩道外への立ち入り等を防止するための注意喚起を行う。

③ ライチョウの生息地以外では、主として小学校や中学校の児童・生徒が、ライチョウや高山帯の自然について関心を持ち、生物多様性保全への理解に繋がるよう、啓発資材を活用して出前講座等を行う。

(4) 連携会議による情報共有等

県は、ライチョウの保護について、関係行政機関、専門家、関係事業者等からなるネットワークを構築し、情報の共有や意見交換を行う。

6 乗鞍岳における重点取組み事項

乗鞍岳は、シャトルバスを利用して気軽に訪れることができるため、国内外の幅広い年齢層の人々が、多く利用する。

このため、ライチョウの保護に関する正しい情報を効果的に発信することが課題である。

(1) 自然観察ツアー等における環境教育

乗鞍岳の自然観察を目的としたツアーやイベントでは、ライチョウを中心とした高山帯の生態系、ライチョウの保護の必要性、保護に対する取組みの実施状況並びに登山や自然観察を行う際のライチョウの保護及びその生息環境の保全について、環境教育を実施する。

(2) 映像による利用者等への普及啓発

ライチョウの生態、生息状況、保護の必要性、保護に対する取組みの実施状況並びにライチョウ及びその生息環境の保護に配慮したマナーの啓発を内容とする映像を作成し、乗鞍岳に向かうシャトルバス内での放映について協力を依頼する。

また、関係事業者及び関係市町村と連携して、各所で放映を推進する。

(3) 乗鞍環境パトロール員による普及啓発及び環境保全活動

県が設置する乗鞍環境パトロール員は、引き続き、ライチョウの生息環境に影響を与える歩道外への立ち入り及び野生生物を誘引するゴミの投げ捨て等を防止するため、乗鞍岳を利用する際のマナーについて、利用者に普及啓発を行うとともに、ゴミ拾い等の環境保全活動を行う。

(4) 外来植物等の防除

乗鞍岳では、ライチョウの生息地付近まで車両の出入りがあること及び多くの利用者が訪れることから、ライチョウの生息環境に外来植物が侵入する機会が多いと考えられる。

ライチョウの生息環境として重要な餌や営巣に関する植物等の植生の保護を行っていく必要があるため、市や関係事業者と連携して外来植物の侵入状況の情報共有や防除活動を実施する。

7 計画の見直し

生息地である乗鞍岳、御嶽山、笠ヶ岳の生息状況等調査を実施した後や必要な都度、計画の見直しを行う。

「岐阜県ライチョウ保護計画」策定の経緯

本計画は、調査やとりまとめを委託し、課題や具体的な計画内容等について「ライチョウ保護計画検討委員会」で検討を重ねたうえで、岐阜県環境生活部環境企画課が策定した。

平成30年 6月11日

「ライチョウ保護計画」策定作業業務 委託契約（委託先：株式会社総合環境計画）

平成30年10月 1日

第1回ライチョウ保護計画検討委員会 開催

平成30年12月 3日

第2回ライチョウ保護計画検討委員会 開催

平成31年 2月26日

第3回ライチョウ保護計画検討委員会 開催

平成31年 3月26日

計画の策定

ライチョウ保護計画検討委員会委員（50音順、敬称略）

大塚 之稔、上平 尚、楠田 哲士、小林 由紀子、田中 俊弘